

高等教育における障害学生支援 ：大阪大学の取り組み

松原 崇¹⁾・渥美 公秀²⁾

1) 大阪大学大学院人間科学研究科

2) 大阪大学コミュニケーションデザイン・センター

【要約】

近年、高等教育における障害を有する学生の修学支援に注目が集まっている。本稿では、フィールドワークの結果に基づき、高等教育機関の取り組みの一事例として、大阪大学における障害学生支援の概要を報告した。具体的には、(1)大阪大学が有する障害学生の支援体制と、(2)その支援体制が確立されるまでの経緯について、フィールドに内在的な立場から記述した。

【キーワード】

高等教育、障害を有する学生への修学支援

1. はじめに

日本学生支援機構が2005年5月に実施した調査によれば、全国の大学、短期大学、高等専門学校に在籍する障害を有する学生¹⁾として、5,444名が確認されている(日本学生支援機構 2006)²⁾。この数値は、全対象校に在籍する学生数全体に対して0.16%³⁾であり、日本の総人口に対する障害者の比率が約5%⁴⁾であることを考えればかなり少ないといえる。しかし、この調査は、国の行政機関(全省庁及び独立行政法人)として初めて障害学生数を明らかにしたものであり、在籍数は少ないにしても、高等教育で学ぶ障害学生の修学支援⁵⁾への注目が高まっていることが窺える。

他方、このように注目が集まる以前から、個別の高等教育機関では、主に、受験を希望する障害者や、入学した障害学生を中心とする申し立てによって、問題が顕在化されてきた⁶⁾。そうした申し立てに対する個々の高等教育機関の対応は現在でも様々である。当の機関全体の問題として積極的な取り組みをしているところもあれば、ある種の障害を有する者に入学試験の受験自体を拒否している高等教育機関もある(全国障害学生支援センター 2005)。このようなばらつきが存在する背景には、第一に、障害学生に対して高等教育機関がなすべき義務に基準が存在しないこと、ひいては、それを規定するような包括的な障害者差別禁止法(e.g. 日本弁護士連合会人権擁護委員会 2002)が日本に存在しないことがある。たとえば、アメリカでは、障害をも

松原 崇・渥美公秀

つアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act) により、連邦政府から財政的補助を受ける高等教育機関が、障害を理由として受験や修学を認めないことや、学業上で必要と認められる配慮を行わないことは差別とみなされ、連邦政府からの助成が打ち切られることになる (e.g. 定藤 1991; Gordon & Keiser 1998)。

ばらつきが存在する背景の第二として、障害学生にどのように対応し、どのように支援するのかというノウハウが、障害学生の受け入れ実績が豊富な一部の高等教育機関に偏りがちであることが挙げられる。先に挙げた日本学生支援機構 (2006) によれば、障害学生が在籍しない大学、短期大学、高等専門学校が 409 校 (40.9%) あり、さらに、回答のあった大学等の半数以上が障害学生 1 名以下という状況にある。しかし、他方には、日本福祉大学のように、100 名を越す障害学生が在籍している高等教育機関も存在する (大泉 2005)。もちろん、受け入れ数の格差が、そのまま、それらの高等教育機関で学ぶ障害学生の修学環境や支援の質の格差に直結するとは限らない。しかし、ノウハウの蓄積や、障害学生の捉え方、支援の継続性という点で差が生じることは想像に難くない。

本稿では、そうした状況を踏まえ、高等教育における障害学生支援の取り組みの一事例として、筆者らが当事者のひとりとして取り組んでいる大阪大学の障害学生支援の概要を報告する。同テーマに関しては、すでに他の高等教育機関における先進的な事例の紹介がいくつもなされており (e.g. 野村・屋敷 1996; 太田 2004; 佐野・吉原 2005; 大泉 2005)、同種の報告を繰り返すことは、屋上屋を架すものかもしれない。しかし、それでも、なすべきことの基準が明確には存在せず、高等教育機関の間で格差が存在する現状を顧みて、参照できるリソースを増やすこと自体に価値があると考えた。

本稿では、大きく 2 つの点について報告する。ひとつは、大阪大学が有する障害学生の支援体制についてである。もうひとつは、そうした支援体制が成立してきた経緯についてである。報告の材料には、フィールドノートや、フィールドワークのなかで得られた資料を利用した。それらを利用する際には、資料に関わる当事者から使用許可を得た。ただし、本稿は、あくまで筆者らの視点から大阪大学における障害学生支援について述べたものであり、その内容は大阪大学の公式の見解ではないことに留意頂きたい。

2. 大阪大学の障害学生支援

(1) 大阪大学の概要

大阪大学は、10 の学部・研究科 (文学部、人間科学部、法学部、経済学

部、理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部、基礎工学部)、5つの大学院独立研究科(言語文化研究科、国際公共政策研究科、情報科学研究科、生命機能研究科、高等司法研究科)を擁する国立大学法人である。学生数は、平成17年5月1日時点において、学部学生が12,125名、大学院学生が7,825名であり、総計19,950名を数える⁷⁾。大学キャンパスは、大阪府豊中市に位置する豊中地区と、大阪府吹田市に位置する吹田地区の2つの地域に分かれている。学部への入学者は、一般教養課程の期間であるはじめの1年から1年半を主として豊中地区にある大学教育実践センターで学び、その後、各自の所属する学部で専門教育を受ける。大学院への入学者は課程を通じて、主に、各自の所属する大学院で学ぶ。豊中地区と吹田地区の両キャンパスの移動には、連絡バスが運行しており、約20分で二つのキャンパスを移動できる。

(2) 障害学生の修学状況

大阪大学における障害学生の在籍数は表1のように推移している。ここで言う「障害学生」とは、入学試験の受験時や、入学後、在学中に大学に対して何らかの配慮や支援の希望があったり、相談があったりした障害学生を指している。そのため、表1に示した人数が障害を有する学生の総数であるとは断定できない。所属している学部・研究科や学年には、特に偏りはみられない。

表1 大阪大学における障害学生の在籍数

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
障害学生数	10	11	5	7	8	7	10	12	11	9	10	13	18	23	24

表1の通り、障害学生の在籍数は増加する傾向にある。ただし、この人数の増加は、そのまま、障害を有する入学者の増加を意味するわけではない。すでに述べたように、ここで挙げた「障害学生の在籍数」は、大学に対して支援や配慮の希望や相談があった障害学生を指している。そのため、ただ入学者数が増加したというわけではなく、大学に対して支援や配慮の希望を出したり、相談を行ったりする学生が増えたということも考えられる。実際、表1によれば、10名以下で推移してきた障害学生数が、2003年度以降に増加している。これに関しては、この前年の2002年10月16日より、障害学生からの相談体制の拡充を目的として障害学生支援室(開設時から2005年6月8日までは、身体障害学生支援室)が設置されており、こうした相談体

松原 崇・渥美公秀

制の充実が、大学が把握する障害学生数の増加に反映していると推測できる。入学後、何年か経過して、入学時には存在しなかった障害学生支援室に相談に訪れる障害学生がいることも、この推測を傍証するものであると思われる。

障害の種別でいえば、おおまかな傾向として、多い順から、肢体障害を有する学生、聴覚障害を有する学生、内部障害⁸⁾を有する学生、視覚障害を有する学生、精神障害を有する学生、発達障害⁹⁾を有する学生となっている。知的障害を有する学生については、これまでに把握されていない。

ところで、日本の他の大学と比較した場合、大阪大学における障害学生の在籍数は多い方であると推測される。大泉（2005）は、全国障害学生支援センター（2005）の調査結果に基づき、大学ごとの障害学生の在籍数を順位付けしている。それによると、2004年度において大阪大学で学ぶ障害学生数17名¹⁰⁾は、国立大学法人としては、筑波大学（32名）、広島大学（21名）に続く、3番目に当たる。ただし、日本福祉大学（115名）や同志社大学（94名）のような一部の私立大学には、学生数の違いを考慮したとしても、及ばないのも事実である。

（3）障害学生の修学支援の枠組み

次に、障害学生支援に関係する主な規定や、中心となる組織について概説する。関連する主な規定としては、大阪大学憲章、及び、障害を有する学生への支援に関する要項を取り上げる。また、中心となる組織としては、学生生活委員会と障害学生支援室を取り上げる。ただし、実際の修学支援の実施や修学環境の整備においては、ここで挙げる規定や組織に限らず、学内の多様な規定や組織・個人が関係してくる。さらには、国の障害者施策の動向に影響を受ける場合もあれば、学外の組織・個人との連携が必要となる場合もある。ただし、ここでは記述が煩雑になることを避けるため、上記の規定や組織に限定して解説する。

①障害学生支援に関連する規定

大阪大学が有する障害学生支援に関連する規定として、最も包括的なのが大阪大学憲章である。大阪大学憲章は、独立行政法人化した2004年度に大阪大学の基本理念として施行された。憲章には、人権の擁護と題された第9条に障害に関する次のような記述がある。

大阪大学は、その活動のあらゆる側面において、人種、民族、宗教、信条、貧富、社会的身分、性別、障害の有無などに関するすべての差別を排し、基本的人権を擁護する。[傍点筆者]

この条文は、大阪大学が障害学生支援を考える上での基本方針となっており、障害学生支援に関する学内のパンフレットなどでも真っ先に記載されてきたものである。

次に、2005年11月17日に施行された障害を有する学生への支援に関する要項を図1に示す。

○障害を有する学生への支援に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、基本的人権を擁護する大阪大学憲章の理念に則り、障害を有する学生がその能力に応じ、大阪大学（以下「本学」という。）において十分な教育を受けるとともに、豊かな学生生活を実現し、もって社会に貢献しうる人材として成長するために、適切な配慮のなされないことによる不利益を被ることがないように、総長及び教職員の責務を明確にし、及び必要な支援方策の策定とその実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「障害を有する学生」とは、本学に在籍する正規学生又は非正規学生のうち、身体障害又は発達上の障害、その他により、本学において教育を受け学生生活を過ごすに当たり、長期的又は一時的に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を大阪大学学生生活委員会（以下「委員会」という。）が認めたものをいう。

(総長の責務)

第3条 総長は、障害を有する学生が、適切な配慮がなされないことにより、教育上及び学生生活上不利益を被ることがないように、必要な支援方策を推進する責務を有する。

(教職員の責務)

第4条 教職員は、障害を有する学生が、教育上及び学生生活上不利益を被ることがないように、適切な配慮及び支援を行うとともに、支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

松原 崇・渥美公秀

(支援実施体制)

第5条 委員会は、全学的視野から、障害を有する学生への配慮に基づいた支援方策及び実施計画を策定するものとする。

2 各学部、各研究科、各附属病院、附属図書館、各附置研究所、各学内共同研究施設及び各全国共同利用施設の長は、委員会の策定した支援方策及び実施計画に基づき、当該部局に在籍し、又は当該部局の施設等利用する障害を有する学生への具体的な支援方策及び実施計画を策定し、これを実施するものとする。

3 前2項の実施計画に係る身体障害学生支援経費の執行については、委員会の承認を得るものとする。

(障害学生支援室)

第6条 障害を有する学生への具体的な支援を行うため、障害学生支援室(以下「支援室」という。)を置く。

2 支援室に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

障害を有する学生の支援に関する事務は、学生部学務課で行う。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、障害を有する学生の支援に関し必要な事項は、委員会の議を経て、総長が別に定める。

附 則

この要項は、平成17年11月22日から施行する。

図1 障害を有する学生への支援に関する要項

これは、冒頭の第1条にある通り、障害を有する学生の支援に関して、「総長及び教職員の責務を明確にし、及び必要な支援方策の策定とその実施に関する基本的な事項を定め」たものであり、大阪大学の障害学生支援の具体的な枠組みが示されている。重要と思われる点を挙げると、まず、第1条において、この要項が「基本的人権を擁護する大阪大学憲章の理念」に則っていることが明言されている。つまり、障害を有する学生に支援を行うことが、少数者への特別扱いや慈善・施しのような発想ではなく、「十分な教育を受

ける」基本的人権の擁護という理念に支えられていることが示されている。さらに、ただ障害学生を受け入れれば良いというのではなく、「適切な配慮がなされないことによる不利益」が生じることを問題とし、障害学生への適切な配慮を行うという大学の責務が述べられている。

また、第2条において、「障害を有する学生」は次のように定義されている。

本学に在籍する正規学生又は非正規学生のうち、身体障害又は発達上の障害、その他により、本学において教育を受け学生生活を過ごすに当たり、長期的又は一時的に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を大阪大学学生生活委員会（以下「委員会」という。）が認めたもの

障害種別が「身体障害又は発達上の障害、その他」となっており、精神障害や知的障害については、現状では特に明記されていない。

そして、総長及び教職員の支援における責務が示され、支援実施体制における学生生活委員会や各部局長、障害学生支援室、事務を担う学生部学務課¹¹⁾の役割が明記されている。これらの文言によって、大阪大学における障害学生支援の責務と役割の分担が具体的に既定されている。

②学生生活委員会

障害学生支援に関連する中心的な組織の解説に移る。まず、学生生活委員会は、「大阪大学における学生生活の諸問題について審議するとともに、問題解決に当たる」¹²⁾ものであり、審議事項のひとつとして「身体障害学生の修学支援に関すること」を挙げている。より具体的には、障害を有する学生への支援に関する要項（図1）の第5条にあるように、「全学的視野から、障害を有する学生への配慮に基づいた支援方策及び実施計画を策定する」ほか、「実施計画に係る身体障害学生支援経費の執行」に承認を与えるのが、障害学生の修学支援において学生生活委員会が果たす役割である。

③障害学生支援室

障害学生支援室は、障害学生の支援・相談体制の整備拡充を目的として2002年10月16日に開設された（開設時から2005年6月8日までは、身体障害学生支援室）。障害学生支援室には、具体的な支援の連絡調整を担当するコーディネーター1名が事務補佐員（非常勤）として勤務している。このコーディネーターは、開設以来、第一筆者がその任を務めてきた。

障害学生支援室は、豊中地区と吹田地区にそれぞれ1つずつ部屋が確保さ

松原 崇・渥美公秀

れており、平日の午後に開室している。障害学生支援室の曜日ごとの開室地区と開室時間は表2の通りである。

表2 障害学生支援室の開室地区・時間

	月	火	水	木	金
開室時間	13:00 - 17:00	13:00 - 16:00	13:00 - 16:00	13:00 - 17:00	13:00 - 17:00
開室地区	豊中地区	吹田地区	豊中地区	吹田地区	豊中地区

また、図2と図3は、それぞれ豊中キャンパスと吹田キャンパスの障害学生支援室の様子である。

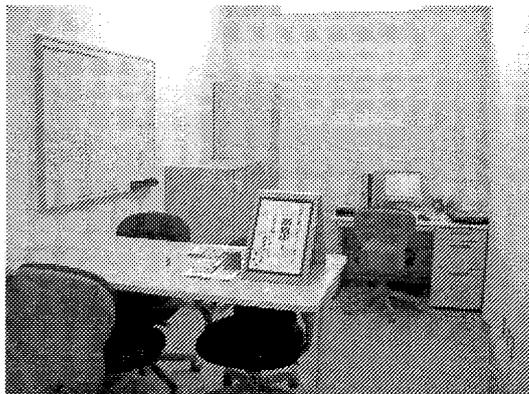


図2 障害学生支援室（豊中地区）



図3 障害学生支援室（吹田地区）

障害学生支援室に関する規定は執筆時点では存在せず、障害を有する学生への支援に関する要項の第6条に「障害を有する学生への具体的な支援を行う」とあるのみである。ただ、身体障害学生支援室の設置とコーディネーターの配置に関する提案が出された際の文書¹³⁾には、身体障害学生支援室に勤務するコーディネーターの役割として次に紹介する3つが記されている。これらは、その後に、支援対象が身体障害を有する学生から、障害全般を有する学生へと広げられた点を除けば、概ね、現在の業務内容にも当てはまる。そこで、ワーキング報告に依拠するかたちで、コーディネーターの役割をまとめておく。

挙げられている役割のひとつ目は「障害学生のニーズに基づいた支援」である。具体的には、「情報障害、移動障害のサポート」、「ニーズを汲み取り、支援に活かす仕組み作り」、「コミュニケーション・ギャップを埋める仕組み作り」が挙げられている。ふたつ目は、「支援する人に対するサポート」である。具体的には、「支援者の募集や登録、管理」、「障害学生と支援者との日程調整¹⁴⁾」、「障害学生と支援者の希望や不満の調整」、「ボランティア保険

への加入手続きなど¹⁵⁾」が挙げられている。最後に、「支援環境の整備」である。具体的なものとして、「支援者の養成」、「大阪大学内部の支援ネットワークの構築」、「支援に関する情報の集約・発信拠点」が挙げられている。実際には、これらの3つの役割に関連して多彩な業務を担う「よろず屋」¹⁶⁾のような存在であると言える。

ところで、障害学生支援室が提供する直接的な人的サービスを担うのは、コーディネーター1名だけではない。人手が不足している場合にはコーディネーターが担当することもあるが、ほとんどの場合、人的サービスの提供を担うのは学習補助者と呼ばれるアルバイトである。学習補助者は、これまでのところ、大阪大学の学生、近隣の他大学の学生、近隣の要約筆記サークルのメンバー等が勤めてきた。学習補助者の業務には、一律で、時給950円が謝金として支払われている。具体的な業務内容としては、視覚障害学生への対面朗読や資料の点訳、聴覚障害学生への筆記通訳（要約筆記）や手話通訳、車いすを利用している学生への図書資料の探索補助等が挙げられる。ただし、これらのすべてを日常的に行っているわけではなく、障害学生からの希望があって初めて活動の機会が生じる。また、その他にも、障害学生支援室で主催するセミナーの企画や運営、支援者同士や、支援者と障害学生との交流会や勉強会の開催等、インフォーマルなボランティアとして障害学生支援室の活動に携わることもある。

学習補助者は、障害学生支援室を通じて募集される。希望者は、コーディネーターから業務内容の説明を受けた後、学習補助者として登録し、活動を始める。事前に一定の知識や技術の習得が必要とされる点訳や筆記通訳等に関しては、事前にコーディネーターから講習を受けることが活動条件となる。

（４）障害学生支援サービス

本節の最後に、大阪大学が提供する障害学生支援サービスの主なものを解説する。ここでは2004年度に作成された大阪大学の障害学生支援を主に利用する学生向けに広報する目的で作成された『大阪大学障害学生支援サービス』と題されたリーフレットから「サービスの主な内容」の箇所を抜粋する。

○サービスの主な内容

大阪大学が提供する障害学生支援サービスのうち、主なものを紹介します。ここに挙げられていないサービスでも、可能な限り対応しますので、

ご相談下さい。

共通のサービス

(1) 期末試験の調整

試験時間の延長や、別室受験といった期末試験時の必要な配慮を行います。

(2) 授業担当教員への配慮事項の伝達

授業時に必要とする配慮について、授業担当教員へ事前に伝達します。

視覚障害のある学生へのサービス

(1) 教材の点訳、拡大、音訳

正課（大学の教育課程における授業、および、担当教員の指導・指示のもとに行われる演習、実習、隣地講義、工場見学、フィールドワーク、調査実習、ゼミ合宿等のこと）における教科書、配付資料、試験問題の点訳、拡大、音訳を行います。配付資料に関しては、事前に電子ファイルで受け取ることが可能な場合もあります。

(2) 代筆

記入の必要な書類の代筆を行います。

(3) 対面朗読

活字の書籍や資料を読み上げる対面朗読を提供します。

(4) 支援機器の利用

情報の音声読み上げを行うスクリーン・リーダーがインストールされたパソコンや、点字ディスプレイなど大学にある支援機器を利用することができます。利用可能な支援機器については、直接、お問い合わせ下さい。

聴覚障害のある学生への支援

(1) 通訳者の派遣

正課において、話の内容を文字に書き起こす筆記通訳や手話に変換する手話通訳を提供します。

(2) ビデオ教材への字幕挿入

正課において、用いられるビデオ教材への字幕の挿入を行います。

(3) 支援機器の利用

FM 歩調システムなど、大学にある支援機器を利用することができます。利用可能な支援機器については、直接、お問い合わせ下さい。

肢体障害のある学生への支援

(1) 授業教室に関する調整

授業教室へのアクセスを考慮し、授業教室の変更を行ったり、車椅子に乗ったまま利用できる机を設置したりといった授業教室に関する調整を行います。

(2) 支援機器の利用

大学にある電動車椅子、車椅子などを利用することができます。また、教室によっては、すべての机と椅子が固定されているものがあります。その合、車椅子で使用できる机を用意することができます。利用可能な支援機器については、直接、お問い合わせ下さい。

(3) 移動介助

教室間の移動や学内の移動に、移動介助を利用できます。

図4 障害学生支援サービスの主な内容

その他、図4の冒頭に「ここに挙げられていないサービスでも、可能な限り対応します」とあるように、ここに挙げられた支援サービスの項目に限らず、休憩室の提供や、身体障害者用駐車場の確保、掲示資料の電子データの提供、履修の困難な授業科目の振替、健康体育科目の特別クラスの設置など、個別の要望に応じた支援サービスも提供されてきた。

表3には、入学後に障害学生が利用した大学の支援サービスについて、把握できた範囲で¹⁷⁾、2002年から2005年までの内容ごとの件数を示した。件数は、年度ごとに1名の利用があった場合に1件として数えている。そのため、年度を通して、継続的に多数回利用される点訳や筆記通訳のような支援サービスも年度ごとの利用で1件となっている。

表3 障害学生支援サービスの利用件数

	2002	2003	2004	2005
期末試験の調整	1	0	0	2
授業担当教員への配慮事項の通知	1	1	2	2
教材の点訳、拡大、音訳	1	1	1	1
代筆	1	2	2	1
対面朗読	1	1	1	1
筆記通訳、手話通訳の派遣	1	1	1	1
ビデオ教材への字幕挿入	0	0	0	1

授業教室に関する調整	1	1	1	2
移動介助	0	0	0	1
支援機器の利用	1	4	3	3
駐車場の確保	1	2	3	4
図書資料の探索補助	0	1	1	1
休憩室の利用	0	0	1	2

こうした支援サービスの相談・申し込みの窓口は、障害学生が所属する学部・研究科の事務、または、障害学生支援室とされている。相談がなされた場合には、関係者のあいだで情報共有及び対応の協議がなされ、速やかな対応が目指されている。

3. 取り組みの経緯

以上が、執筆時点の大阪大学における障害学生の修学支援体制である。しかし、大阪大学で始めからこのような支援体制が確立されていたわけではない。そこで、本節では、前節で述べた支援体制の成立までの経緯を概説する。具体的には、障害学生への対応が部局ごとの個別対応に任されていた第一期、部局ごとの個別対応に加えて大学全体としての対応が始まった第二期、障害を有する学生への支援に関する要項が作成され、大学全体としての支援体制が明確になった第三期に分けて説明する¹⁸⁾。

(1) 第一期：部局ごとの個別対応の時期 [1992年10月21日～2002年10月16日]

大阪大学が初めて障害学生を受け入れたのは、1967年であるとされている¹⁹⁾。それ以後、参照できた資料に限れば、大阪大学の障害学生支援に関する資料が残されていくのは、1992年10月21日に身体障害学生修学援助委員会が設置されて以降のことである。ただし、学部・研究科といった障害学生が所属する部局ごとに対応がなされてきたため、部局ごとの障害学生の人数や経費配分などを除けば、具体的なことはあまり窺い知ることができない。ここでは、1992年10月21日から、身体障害学生支援室が設置された2002年10月16日までを第一期として概説する。

身体障害学生修学援助委員会は、1992年10月21日に「身体障害学生に対して、全学的に統一した方針のもとで、組織的に、修学に関して必要な援助計画を策定するための体制整備として」²⁰⁾、設置された。年度ごとに1、

2回開催され、「身体障害学生の修学に関し、必要な援助計画の策定」が行われてきた²¹⁾。身体障害学生修学援助委員会は、委員長を務める副学長1名の他、委員を各部局から選出された1名の教員が務める全学規模の委員会であった²²⁾。そして、他方、各部局の委員は、それぞれが所属する部局において部局委員会を構成し、部局内の必要な援助計画の策定を行うこととされた。このように全学には身体障害学生修学援助委員会、部局ごとには部局委員会が置かれることとなったが、実質的には、部局ごとの個別対応に任されており、必要に応じて身体障害学生修学援助委員会を通じて全学的に対応するという体制が採られていたようである。

こうした気運が変化の兆しを見せたのが、身体障害学生支援を充実させるための具体的な改善策を検討する目的で2002年3月19日に発足したワーキンググループ以降である。ワーキンググループには、当時、身体障害学生修学援助委員会の委員を務めていた第二筆者も加わった。ワーキングでは、その活動の総括として2002年10月28日に身体障害学生修学援助委員会に『大阪大学における身体障害学生の支援に関する今後の取り組みについて：身体障害学生修学援助ワーキング報告』と題する報告書を提出している。時期が前後するが、その報告書に基づいてワーキンググループで交わされた議論を概観しておく。

報告書によれば、「身体障害学生の…学生の権利を保障するために、大学はバリアフリー環境を整備し提供する責務を負って」おり、ワーキングは「身体障害学生の教育研究環境を一掃充実させるため、全学的立場に立って整備すべき当面の課題を検討し、その施策を提言する役割を負って組織された」。具体的には、「(1) 学生のボランティア活動に対する支援の充実と学外ボランティアとの連携 (2) カウンセリング等の学生相談体制の整備 (3) 障害者の支援に対する教職員・学生の意識の啓発 (4) 緊急に必要なバリアフリー整備」が検討された。注目すべき点は、部局単位の対応が「身体障害学生の教育研究の現場における支援という点で適切な対応であり、担当教官と各部局の教務委員会、事務部との緊密な連携の上にきめ細やかな対応が可能になる」としつつも、「全学的な視点に立った支援に関する施策を議論する場が少なくなることや部局間相互の情報交換の場が少ないことから各部局ごとに工夫された対応のノウハウの共有化が迅速にできないことや、教育研究以外の学生生活に対する支援が行いにくいこと、また、場合によっては部局間の対応の質に差が生じることなどの問題点が生じる可能性がある」として、全学的な支援体制を強化する必要があると述べている。こうしたワーキング報告を境として、部局ごとの個別対応に加えた全学的な支援体制の整

松原 崇・渥美公秀

備が意識されるようになったといえる。

(2) 第二期：全学的対応が始まった時期 [2002年10月16日～2004年4月1日]

ワーキング報告の提案のひとつとして、身体障害学生支援室及びコーディネーターの配置があった。身体障害学生支援室が開設されたのは、2002年10月16日である。コーディネーターは、当時、身体障害学生修学援助委員会とワーキングの委員を務めていた第二筆者を介して、第一筆者がその任に当たることとなった。ここでは、この身体障害学生支援室が設置されて以降、全学的な対応が模索されてきた時期を第二期として解説する。

2002年度が始まる前後から、当時、大学に在籍していた聴覚障害学生や視覚障害学生に対して、第一筆者を含む、その周囲の学生有志による支援活動が始まっていた。具体的には、聴覚障害学生への筆記通訳や、視覚障害学生への対面朗読が行われていた。現在、障害学生支援室から提供されている人的サービスの養成や調整の基本的な枠組みは、概ね、この時期に第一筆者を含む学生有志によって構築されてきたものである。代表的なもので言えば、筆記通訳のマニュアルやパンフレットが作成され、メーリングリストを用いた支援者の日程調整のシステムが考案された。障害学生を中心とする学生有志の活動は、そうした直接の支援活動のみではなく、障害学生の所属部局とのやり取りを通じて、支援に用いる機材の提供や支援の有償化の要望が提出され、実現されてきた。

そうした学生を中心とした支援活動は、身体障害学生支援室が設置されてからも継続し、以後、人的サービスの提供の現場においては学生有志の活動と身体障害学生支援室の活動が混然とした支援体制が採られてきた。比重が身体障害学生支援室に移るようになったのは、それまでに中心となって活動してきた学生が、学年が上がり忙しくなったため、従来ほど時間を割くことができなくなった2003年度の後半以降のことである。その期を境にして、それまで学生が担ってきた筆記通訳のコーディネート役を身体障害学生支援室が引き継ぐこととなった。

また、この時期には、支援サービスの提供に並行して、教職員や学生向けの啓発・広報活動が行われ始めた。第二期の期間を外れてしまうが、執筆時点までに実施された全学を対象とした代表的な活動として、次のようなものがある。『こんな支援をしています。あなたも一緒にしませんか』と題された学生向けパンフレットの配布(2002年12月?)、身体障害学生支援室セミナー第1回『大学における聴覚障害者』の開催(2003年12月2日)、身体

障害学生支援室のウェブサイトの開設（2004年12月）、身体障害学生支援室セミナー第2回『大学におけるウェブ・アクセシビリティ』の開催（2004年7月17日）、『大阪大学障害学生支援サービス』と題された学生向けリーフレットの配布（2005年4月）、大阪大学の職員を対象とした障害学生支援に関する研修（学生生活研究会：2005年1月28,29日、平成17年度学生関係事務研修：2005年7月12日）、障害学生支援室セミナー第3回『大阪大学の施設バリアフリー』の開催（2006年3月17日）、キャンパスのバリアフリーマップの公開（2006年4月）、『大阪大学障害学生支援サービス：教員の手引き』と題された教員向けパンフレット（2006年6月）である。

このように、この時期には、身体障害学生支援室という障害学生支援に特化した部署が設置され、それまで学生有志で行われてきた活動が身体障害学生支援室という大学内の一組織に引き継がれた。ただし、身体障害学生支援室が設置されて間もないこともあり、この時期には身体障害学生支援室の役割や業務ははっきりとはしていなかった。そのため、個々の障害学生に対する支援経験を通して、身体障害学生支援室と個別部局との連携のあり方を模索していた時期であるといえる。

（3）第三期：支援体制が明確化される時期 [2004年4月1日～]

こうした学内の取り組みとは別に、2004年度からの国立大学の独立行政法人化という外在的な要因から、全学的な支援体制にいくつかの変更があった。ここでは、第三期として、独立行政法人化に伴う支援体制の変更以後の流れを取り上げる。

具体的な変更点としては、まず、前節で紹介した大阪大学憲章が施行された。また、身体障害学生修学援助委員会が解消され、その役割が学生生活委員会に統合された。その他、独立行政法人化に伴い、国立大学法人は以後6年間の中期目標を立て、それに基づいて作成された中期計画を実施することとされた。大阪大学の中期目標・中期計画には、障害学生に関する項目が取り入れられている。主な箇所を抜粋すると、大学のアドミッション・ポリシーに関する記述として「本学では身体障害者の入学に門戸を開き、多くの教官の協力のもとに身体障害者を考慮した教育体制の改善を行い、円滑な教育を目指している。今後もこの方針で身体障害者の教育環境の充実を行なう」、健康体育教育に触れた箇所として「身体障害学生のための専用運動施設、設備や『健康科学』における実験用機器を充実する」、学習支援に関する計画として「身体障害学生のための教育援助機器を開発する」、研究環境の整備に関する計画として「ハード面での研究施設面積の絶対的不足と老朽化に伴

う悪影響とを解消する努力を続ける。研究の合理的・効率的遂行の視点からだけでなく、耐震・火災などの災害対策やバリアフリー対応の視点からの建物設計も行い、積極的に概算要求をしていく」、身体障害学生に対する支援体制やバリアフリー環境の整備の項目として「(1) 全学的には身体障害学生修学援助委員会が中心となってサポート体制を整備する。平成14年度〔筆者注：2004年度〕より両キャンパスに設置した支援室（コーディネーターを配置）を充実させ、各部局との窓口と緊密に連携して支援に当たる。(2) 新設および改修の建物・施設はバリアフリーが標準仕様とすでになっており、既設の施設についても順次バリアフリー化を促進する。(3) ハード面の整備のみならず、学生ボランティアの組織化などソフト面の整備を行う」がある。

こうした大学自体の変成の一方で、この時期には、前節で開設したような現時点の大阪大学の障害学生支援体制が明確にされていった。まず、障害学生支援室の支援サービスについて、『大阪大学障害学生支援サービス』と題された学生向けリーフレットが作成され、それに伴い、支援サービスの主な内容が明示されるようになった（図4参照）。また、2005年6月8日に開催された学生生活委員会において、委員長より身体障害学生支援室を障害学生支援室へと改称する旨の発議が出され、了承されている。その背景には、現に、大阪大学に精神障害や発達障害を有する学生が在籍し、必要に応じて支援が提供されていたという事実がある。そのため、この改称は、名を体に合わせ、精神障害や発達障害を有する学生を支援サービスの利用者から排除しないことを明確に示すものであった。さらに、2005年11月17日に障害をもつ学生への配慮に関する要項が施行された。この要項の原案は、第一筆者が作成し、学生生活委員長のほか、大阪大学で教鞭をとる障害を有する教員等も関わりながら最終稿が作成された。その後、事務との調整を経て、2005年11月17日の学生生活委員会です承された。ここに至って、現在の支援体制が確立されたといえる。

この時期には、障害学生支援に関する大学全体の支援体制が制度化され、責務や役割が明確にされた。また、障害学生支援室への改称によって、支援サービスの対象が身体障害に限らないことが明示された。さらに、従来まで、障害学生から相談があって始めて可能な支援内容が明かされていた支援内容が、支援サービスというかたちで提示されたことも利用者である障害学生からみれば大きなことであると思われる。まとめれば、第三期は、大阪大学に在籍する障害を有する学生に対する修学支援体制全体が明確になった時期であるといえる。

4. おわりに

本稿では、大阪大学における障害学生支援について、現在の支援体制と、支援体制が確立するまでの経緯に焦点を当てて報告した。こうした支援体制の確立は、単に、支援が制度化され、効率良く提供されるようになったというだけの話ではない。

障害学生が在籍する部局での個別対応が基本であった時期には、障害学生への対応は当該部局内（のそのまた一部）に閉ざされていた。そうすることで、ワーキング報告にあったように「担当教官と各部局の教務委員会、事務部との緊密な連携の上にきめ細やかな対応が可能になる」という利点もあったのかもしれない。しかし、それは、障害学生への対応が、所属部局の「担当教官と各部局の教務委員会、事務部」の意向に左右されかねないという危うさを秘めている。まして、障害学生からすれば、大学としての支援サービスや支援体制が明確にされておらず、どこまで、どのような支援が受けられるのかが所属部局に相談しなければ分からないという状況では、自分が大学のなかで異質な存在であることを意識せざるを得ないだろう。

そう考えれば、本稿が報告した支援体制の確立の経緯とは、大阪大学のなかで、障害学生の存在を当然のこととして受け止めていく過程であったといえる。障害学生支援室が設置された次年度以降、大学で把握される障害学生数が増加を続けていることは、その過程を端的に表現しているといえないだろうか。

とはいえ、その点に関して言えば、筆者らは、大阪大学にはまだ課題が残っていると考えている。たとえば、障害を有する学生の支援に関する要項には、障害を有する学生として、精神障害、知的障害を有する正規・非正規学生が明記されていない。また、図4に示した障害学生支援サービスには、発達障害、精神障害、知的障害を有する学生への支援サービスは明示されていない。そうした障害を有する学生の存在も、同じように、当たり前のこととして受け入れることを明確に示す必要があるだろう。

そして、最後に一点、本稿の限界を述べておこう。本稿で報告した支援体制は、演劇で言えば、書き割りのようなものであった。本稿では、その書き割りを背景に主役を演じる障害学生の姿が描けていない。そのため、障害学生支援サービスの利用者である障害学生の評価を得て、支援体制へ絶えず反映させていくような仕組みを充実させてゆくことが、筆者らの次の課題であると考えている。

【注】

- 1) 本稿では、特に断らない限り、「障害を有する学生（障害学生）」という言葉に定義を与えずに使用する。強いて言えば、その都度、「障害を有する学生と呼ばれ、障害を有する学生として振る舞うことを期待され、障害を有する学生として対応される人々」といった意味で使用する。その理由は、筆者らが、障害を特定の（広義の）身体上の状態に基づいた実体的な概念とは捉えず、社会的、歴史的に相対的な概念と捉えていることに関連している。たとえば、Oliver（1990）は、障害とは、主に、産業資本主義社会に特徴的な社会構造のなかで排除され、無力化された人々に付与された社会的カテゴリーであることを指摘している。こうした観点については、障害学（Disability Studies）の一連の研究に詳しい（e.g. 石川・倉本 2005）。ちなみに、障害学で高等教育を扱った研究として、Parker（1999）、Konur（2000）、Holloway（2001）等がある。
- 2) 調査は、全国の大学、短期大学、高等専門学校 1,115 校（回収率 90.5%）を対象として、実施された。
- 3) ここで「全学生数」は、「学校基本調査（平成 17 年度速報）」（文部科学省）による数値が使用されている。しかし、学校基本調査と、日本学生支援機構（2006）の調査では、回収率が異なる。そのため、「全学生数」を用いて算出されたこの比率は参考値とされている。
- 4) 平成 18 年版障害者白書（内閣府 2006）で公表されている総人口 1,000 人あたりの障害者数（p.168）より算出した。
- 5) このようなテーマは、これまで一般に「高等教育における障害学生支援」と総称されてきたが、障害学生個人の援助に関わる問題として捉えられがちな「障害学生支援」という言葉より、障害学生を無力化する社会の障壁の除去を課題とする「バリアフリー」という言葉で問題化された方が良いかもしれない。注 1 に述べたような観点からすれば、問題視されるべきは、障害者を排除し、無力化してきた社会であるからである。たとえば、東京大学では、意識的にバリアフリーという言葉が用いられている。

本学〔筆者注：東京大学〕は平成 14 年 10 月にバリアフリー支援準備室を設置し、平成 16 年 4 月に同準備室を支援室に格上げしました。ここで重要なのは「バリアフリー支援」というネーミングです。「障害者支援」ではない点が重要です。というのは、障害者である学生ま

た教職員に対して私たちの社会が築いているバリア(障壁)こそが問題であるという認識が背景にあるからです。今の社会で「障害者」とされている人たちに対して、多くの障壁を私たちの社会は築いてしまっています。そうした障壁こそが問題なのであり、「障害者」が問題なのではないという基本的な認識が重要です。(東京大学 2006: p.2)

本稿では大阪大学の取り組みの経緯を踏まえ、障害学生支援という言葉を用いているが、筆者らは、理念的にはバリアフリーの発想に立っていることを申し添えておきたい。

- 6) たとえば、1971年には、大阪教育大学で身体に障害を持つ受験生が、障害を理由に入学を拒否されるという事態が生じた。これはメディアでも大きく取り上げられ、社会問題へと発展した(大西 1999)。さらに、菊島(2000)は、点字使用者に対し点字入試を認めさせた視覚障害者の門戸開放運動に触れている。
- 7) 大阪大学の学生数については、大阪大学の公式ウェブサイト内の「大阪大学／学生数」のページ(<http://www.osaka-u.ac.jp/jp/about/outline.html>)を参照した。
- 8) ここで内部障害とは「心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能の障害」(身体障害者福祉法別表)を採用した。
- 9) ここで発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」(発達障害者支援法第2条)を採用した。
- 10) この数値は、全国障害学生支援センターが2004年6月から10月末のあいだに実施した質問紙調査の結果に基づいている。他方、表1に示した大阪大学に在籍する障害学生数は、各年度の終了時点までに大学に把握されていた人数を挙げている。そのため、同じ年度の数値でも双方で若の違が生じている。
- 11) 学生部学務課は、学務に関する事柄を統括し、連絡調整する部署である(「大阪大学事務局分課規定」第16条より)。
- 12) 「大阪大学学生生活委員会規定」(2004年4月1日施行)第2条より。
- 13) 「大阪大学における身体障害学生の支援に関する今後の取り組みについて：身体障害学生修学援助委員会ワーキング報告」(2002年10月28日)。
- 14) コーディネーターが常に障害学生と支援者の日程調整を行うわけではない。障害学生が支援者とのあいだで直接のやり取りを望み、その方が効

松原 崇・渥美公秀

率が良いと判断される場合には、コーディネーターが間に入らないこともある。

- 15) 提案当時は、有償又は無償のボランティアによって支援サービスを提供することが考えられていた。しかし、その後、学習補助者（アルバイト）が直接の人的サービスの提供を担当することとなった。そのため、現在では、学習補助者に登録する際には、ボランティア保険ではなく、学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究賠償責任に加入していることを条件としている。登録希望者が加入していない場合には、障害学生支援室で登録手続きを伝えている。
- 16) 2002年11月6日に、第一筆者との会話のなかで、当時の身体障害学生修学援助委員会（後述）の委員長が身体障害学生支援室の役割を評した言葉。
- 17) 障害学生支援室が関与せず、各部局内で行われた支援サービスについては、把握できていないものもあると思われる。
- 18) ここでの記述は、大学全体の支援体制の変容に焦点を合わせており、障害学生やその周囲の学生の取り組みに目を向ければ、また異なる「取り組みの経緯」が見えてくる。そうした点は、聴覚障害学生への筆記通訳の取り組みを記した高野（2004）や、初期の身体障害学生支援室を取り巻く活動を記した松原（2005）に詳しい。
- 19) 「大阪大学における身体障害学生の支援に関する今後の取り組みについて：身体障害学生修学援助ワーキング報告」（2002年10月28日）より。
- 20) 「大阪大学身体障害学生修学援助委員会設置要項の制定について」（1992年10月21日）より。
- 21) 「大阪大学身体障害学生修学援助委員会設置要項」（1992年10月21日施行）より。
- 22) 身体障害学生修学援助委員会の構成は、数度の変更を経ている。ここに記載した構成は、2002年4月1日に改正された設置要項に依拠している。

引用文献

- Gordon, M. & Keiser, S. 1998. *Accommodations in Higher Education Under the Americans With Disabilities Act (ADA): A No-Nonsense Guide for Clinicians, Educators, Administrators, and Lawyers*. The Guilford Press.
- Holloway, S. 2001. The Experience of Higher Education from the Perspective of Disabled Students. *Disability & Society* 16(4): 597-615.

- 石川准・倉本智明（編）. 2005. *障害学の主張*. 明石書店.
- 菊島和子. 2000. *点字で大学：門戸開放を求めて半世紀*. 視覚障害者支援総合センター.
- 国立大学協会第3常置委員会. 2001. *国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査報告書*. 国立大学協会事務局.
- Konur, O. 2000. Creating Enforceable Civil Rights for Disabled Students in Higher Education: an institutional theory perspective. *Disability & Society* 15(7): 1041-1063.
- 松原崇. 2004. *他者との出会いに関する一考察：〈身の置き所のなさ〉をめぐって*. 大阪大学大学院人間科学研究科修士論文. (未公開)
- 野村みどり・屋敷知. 1996. *統合教育*. 小川信子他（編）. *先端のバリアフリー環境：カリフォルニアにみるまちづくり*. 中央法規.
- 内閣府. 2006. *平成18年版障害者白書*.
- 日本弁護士連合会人権擁護委員会（編）. 2002. *障害のある人の人権と差別禁止法*. 明石書店
- 日本学生支援機構. 2006. *大学等における障害学生の修学支援に関する実態調査報告書*. 独立行政法人日本学生支援機構.
- Oliver, M. 1990. *Politics of Disablement*. Macmillan. 三島亜紀子・山岸倫子・山森亮・横須賀俊司（訳）. 2006. *障害の政治：イギリス障害学の原点*. 明石書店.
- 大泉博. 2005. *日本福祉大学における障害学生支援*. *リハビリテーション研究* 122: 12-16.
- 大西哲. 1999. *わが国の障害者教育における機会平等の保障②*. 荒木兵一郎・中野善達・定藤丈弘（編）. *講座障害をもつ人の人権②：社会参加と機会の平等*. 有斐閣. 295-311.
- 太田富雄. 2004. *同志社大学における障害学生支援とボランティア養成講座*. *高等教育における障害のある学生への支援と障害児への教育・支援の新しい潮流（研究紀要『教育実践研究』別冊 ファカルティ・ディベロップメント研究報告書：教員養成大学としての教育のあり方（5）第2分冊）* 59-62.
- Parker, V. 1999. Personal Assistance for Students with Disabilities in HE: the experience of the University of East London. *Disability & Society* 14(4): 483-504.
- 定藤丈弘. 1991. *大学教育における障害者差別の禁止*. 八代英太・富安芳和（編）. *ADA（障害をもつアメリカ人法）の衝撃*. 学苑社. 333-368.

松原 崇・渥美公秀

佐野真理子・吉原正治（編）. 2005. 高等教育のユニバーサルデザイン化：
障害のある学生の自立と共存を目指して. 大学教育出版.

高野有佳. 2004. ノートテイクにおける「要約」に関する一考察：大阪大
学の活動現場から. 大阪大学人間科学部ボランティア人間科学講座卒
業論文. (未公刊)

東京大学. 2006. 東京大学学内広報 No.1329.

全国障害学生支援センター. 2005. 大学案内 2005 障害者版. 全国障害学生支
援センター.

Services to Disabled Students in Higher Education : A Case of Osaka University

MATSUBARA, Takashi¹⁾ & ATSUMI, Tomohide²⁾

1) Graduate School of Human Sciences, Osaka University

2) Center for the Study of Communication-Design, Osaka University

Abstract

In this research note, we reported services to disabled students in Osaka University, based on the results of our fieldwork. Reports are divided into two parts. One is about the framework of services to disabled students. The other is about the development of the framework.

Keywords : Higher Education, Services to Disabled Student